

自主防災組織支援業務  
公募型プロポーザル実施要項

令和8年4月

久留米市

総務部防災対策課

## 目次

1. 本書の目的 .....	1
2. 業務概要 .....	1
3. 予算額 .....	1
4. 実施形式 .....	1
5. スケジュール .....	1
6. 参加資格 .....	2
7. 公募にかかる書類等の配布 .....	3
8. 質問受付・回答 .....	3
9. 参加申請に関する事項 .....	4
10. 企画提案書の作成に関する事項 .....	6
11. 評価点の算出に関する事項 .....	6
12. プレゼンテーションに関する事項 .....	8
13. 候補者（受託候補者）の選定方法 .....	8
14. 審査結果の通知 .....	8
15. 失格事項 .....	9
16. 契約の締結に関する事項 .....	9
17. 情報公開及び提供 .....	10
18. その他 .....	10
19. 問い合わせ先 .....	10

## 1. 本書の目的

本要項は、「自主防災組織支援業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

自主防災組織支援業務

### (2) 業務内容

校区コミュニティ組織や自治会といった地縁による自主防災組織（以下「校区等」という。）の活動に伴走し、地域の特性（地理的リスク・組織の成熟度・コミュニティの現状）に応じた対策を講じることで、支援終了後も活動が継続する「自主防災活動の自走化」を目指すものである。

そのため、単なるマニュアル配布や講習に留まらず、組織の成熟度に応じた個別かつ柔軟な「伴走支援」を実施する。あわせて、既存の地縁組織の枠組みにとられない団体（以下「市民活動団体等」という。）との積極的な連携を図る。

これらを通じて、校区等が抱える課題の解決策を模索し、持続可能な活動体制を構築することを目的とする。（詳細は『自主防災組織支援業務委託仕様書』のとおり）

### (3) 業務期間

契約締結日 から 令和9年3月31日（火曜） まで

### (4) 業務の場所

別紙『自主防災組織支援業務委託仕様書』のとおり

## 3. 予算額

見積額の上限は 1,440,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

## 4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 5. スケジュール

(1) 公募開始	令和8年4月1日（水曜）
(2) 参加申請関係書類の受付開始	公募開始と同時
(3) 質問の受付開始	公募開始と同時
(4) 質問の受付締切	令和8年4月15日（水曜）17時まで
(5) 質問に対する回答	令和8年4月20日（月曜）【予定】
(6) 参加申請関係書類の提出期限	令和8年5月1日（金曜）17時まで
(7) 参加資格審査結果の通知	令和8年5月13日（水曜）【予定】
(8) プロポーザルの開催	令和8年5月19日（火曜）【予定】
(9) プロポーザル審査結果の通知	令和8年5月25日（月曜）【予定】
(10) 契約締結・事業開始	令和8年6月上旬【予定】

※実施期間または期日については、変更することがある。

## 6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、参加申請関係書類の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

また、単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者等により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができるものとし、その場合、代表者を定めて共同事業体結成予定書を作成し、参加申請関係書類の提出締切までに提出するとともに、全ての構成員が次の各号の全てに該当すること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- イ 市から指名停止措置を受けていないこと
- ウ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること
- エ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税を完納していること
  - ・久留米市内：県税及び市税
  - ・久留米市以外の福岡県内：県税
- オ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、また、法人又は法人格のない団体であってその役員が暴力団員でないこと
- ク 共同事業体の場合、この業務において共同事業体の構成員が他の共同事業体の構成員ではないこと、又は、単独で参加していないこと

## 7. 公募にかかる書類等の配布

### (1) 配布開始

令和8年4月1日（水曜）

### (2) 配布場所

久留米市ホームページに表題を「【募集】自主防災組織支援業務の公募型プロポーザル」として掲載する。

※ダウンロードできない場合はメール送付しますので、「19. 問い合わせ先」までお問い合わせください。

※郵送による交付は行いません。

### (3) 配布資料

ア 公募型プロポーザル実施要項（本書）

イ 自主防災組織支援業務委託仕様書

ウ 質問書（第2号様式）

エ 様式集

① 参加申込書（第1号様式）

② 業務実績調書（第3号様式）

③ 会社概要（第4号様式）

④ 主担当者の経歴表（第5号様式）

⑤ 価格提案書（第6号様式）

⑥ 参加資格に係る申立書（第7号様式）

⑦ 役員等調書及び照会承諾書（第8号様式）

⑧ 委任状（第9号様式）

⑨ 共同事業体結成予定書兼委任状（第10号様式）

## 8. 質問受付・回答

### (1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（第2号様式）を電子メールに添付またはFAXにより、「19. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。ただし、送信日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、翌平日の8時30分から17時までに電話連絡をすること。

電話又は口頭による質問には応じません。また、質問期限以降の質問には応じません。

### (2) 質問受付期限

令和8年4月15日（水曜）17時 まで（必着）

### (3) 回答方法

回答は、令和8年5月20日（月曜）【予定】に、一括して久留米市公式ホームページに掲載する。

## 9. 参加申請に関する事項

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、以下に示す表「提出書類一覧」で示す書類を提出すること。共同事業体の場合、以下の表に基づき書類を作成し、代表者が取りまとめのうえ提出すること。

代表者	下表「提出書類一覧」のア～エ、カ～シ
代表者以外の構成員	下表「提出書類一覧」のウ、エ、カ～サ
すべての構成員のうち、いずれかの構成員	下表「提出書類一覧」のオ

なお、本市の名簿登録者の場合、キ、ク、ケ、コ、サは不要とする。ただし、名簿登載事項と異なる委任を行う場合は、サを提出すること。

### 提出書類一覧

書類	部数
ア 参加申込書（第1号様式）	1部
イ 企画提案書 ※「10. 企画提案書の作成に関する事項」を参照のこと	6部 正1部、副5部
ウ 業務実績調書（第3号様式）	1部
エ 会社概要（第4号様式）	1部
オ 主担当者の経歴表（第5号様式）	1部
カ 価格提案書（第6号様式）	1部
キ 参加資格に係る申立書（第7号様式）	1部
ク 登記事項全部証明書（3ヶ月以内に発行されたものに限る） 《法人格のない団体の場合》 次の資料を提出のこと ① 団体の目的、組織、所在地、総会、代表者、財産管理に関する規定が記載されている資料（規約・会則・定款など） ② 代表者の身分証明書	1部 1式
ケ 納税（滞納なし）証明書（3ヶ月以内に発行されたものに限る） ※以下に示す表『（参照）納税証明書（参加申込者の法人・個人別、所在区分ごとの必要書類）』を参照のこと ※課税されていない団体等は、応募資格に係る申立書（第2号様式）の該当欄に納税義務がない旨を記載すること。 ※委任を受けた場合には、国税は本社所在地の税務署の証明書を、都道府県税及び市町村税は受任地の証明書を提出すること。	1部
コ 役員等調書及び照会承諾書（第8号様式）	1部
サ 委任状（第9号様式） ※支店等に参加手続き等の委任を行う場合のみ提出すること	1部
シ 共同事業体結成予定書兼委任状（第10号様式）	1部

(参照) 納税証明書 (参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類)

所在地区分		税区分		法人	個人
			税目		
市外かつ市内	県外	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
	市内	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
	市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	市内	久留米国保	国民健康保険	—	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：市外(県外)の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期間

令和8年4月1日(水曜)から令和8年5月1日(金曜)(土日祝日を除く。郵便の場合は、消印有効。)までの午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到達したものに限り受け付ける。

郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

以下の「19. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

(5) その他

共同事業体の場合、代表者が取りまとめのうえ提出すること。

## 10. 企画提案書の作成に関する事項

### (1) 様式等の形式

- ア 表紙 : 「自主防災組織支援業務企画提案書」と記載
- イ 様式 : A4版
- ウ 文字 : フォントサイズ11ポイント・横書き
- エ 提出部数 : 6部(正1部、副5部)。副5部は会社名を除く。
- オ 制限枚数 : 表紙を除き、10ページ以内とする。

### (2) 構成とポイント

- ア 提案書は、下表に示す構成とすること。
- イ 下表「内容に関する留意事項」に留意し、文章で簡潔に記載すること。
- ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。
- エ 提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。
- オ 企画提案書にはページ番号を付けること。

構成		内容に関する留意事項
企画提案書	ビジョン・想定する成果	本業務に取り組む上でのビジョンと想定する成果等を記載すること。
	企画提案	次の4つの視点を含めて企画を記載すること。 ① 主体性を引き出す伴走支援のアプローチ ② 多様な層の巻き込み ③ 外部連携・ネットワークの構築 ④ 自走に向けた支援
	追加提案	その他、見積上限金額の範囲内において、本市にとって有効な提案があれば記載のこと。
	業務遂行体制	本業務の実施体制、チームの強み・実績、事業スケジュール等について記載すること

## 11. 評価点の算出に関する事項

### (1) 評価項目及び配点

企画提案書及びプレゼンテーションによる評価項目及び配点等は、次の表のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点	評価点 (満点)	
理解度	本事業の目的を踏まえたビジョンの提示や業務提案がなされているか。	4	20	
企画提案	伴走支援の実効性	主体性を引き出すための具体的かつ現実的なアプローチが示されているか。	5	25
	多様な層・団体の参画促進	多様な層・団体の参画について課題を理解したうえで実行性を期待できる企画であるか。	4	20
	継続性・自走支援	本事業における支援の終了後に活動が停滞するリスクを想定した独自の視点が見られる企画であるか。	6	30

	外部連携	校区等と市民活動団体等の組織の違いを認識したうえで市民活動団体等との連携について実行性を期待できる企画であるか。	5	25
	業務遂行体制	提案された業務を遂行することができる体制が整えられているか。	2	10
	業務実績	コミュニティ組織自体または地域の自主防災組織の立ち上げや活性化に関与した実績があるか。 多様な主体による様々な活動への関与があるか。	4	20
	価格提案	配点×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格） した数値を小数点以下で切り捨てして評価する。	50	50

(2) 採点基準（理解度、企画提案、業務実績）

評価基準	評価値
優れている	5点
やや優れている	4点
普通（通常想定される程度）	3点
やや劣る	2点
劣る	1点

(3) 評価点の算出方法

ア 各評価者の評価点を、以下のとおり算定する。

- ・理解度及び企画提案、業務実績の各評価項目＝配点×評価値
- ・価格提案＝配点×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）  
（小数点以下で切り捨て）

イ アで算定した全ての評価者の評価点を合計し総得点を算定する。

## 12. プレゼンテーションに関する事項

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。なお、応募者が1者でもプロポーザルは実施する。

### (1) プレゼンテーション実施日

令和8年5月19日（火曜）【予定】

※応募者が多数の場合は、別途審査日を設ける場合がある。

- (2) 実施場所 : 参加資格審査結果の通知に実施日時とともに記載する。
- (3) 提案時間 : 25分以内
- (4) 質疑応答 : 15分程度
- (5) 参加人数 : 3人以内
- (6) 留意事項

ア プレゼンテーションでは、企画提案書により提案内容を説明すること。説明に当たって、パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行うことも可能とするが、企画提案書に記載している内容以外の情報を追加することはできない。提案書の内容を簡略化したりレイアウトを変更したりすることは差し支えない。なお、久留米市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意すること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

## 13. 候補者（受託候補者）の選定方法

- (1) 総得点が満点の6割以上であることを満たした者のうち、総得点が最も高い者を候補者とする。
- (2) 総得点と同じ場合は、価格提案以外の項目の評価点の合計が最も高い者を候補者とする。
- (3) 順位が最上位の者が契約を締結しなかった場合、もしくは資格を失った場合において、次順位の者の総得点が満点の6割以上である場合は、その者を候補者として選定し、以降も同様とする。
- (4) 候補者に選定された者がいない場合は、本プロポーザルを中止することがある。

## 14. 審査結果の通知

- (1) 通知方法 : プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 : 令和8年5月25日（月曜）【予定】

## 15. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不足があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期間及び時間、提出方法、提出先、企画提案書作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- カ 価格提案書の金額が「3. 予算額」を超過した場合
- キ この業務において、共同事業体の構成員が他の共同事業体の構成員となり参加した場合、又は単独でも参加した場合

## 16. 契約の締結に関する事項

- (1) 受託候補者に選ばれた応募事業者は、本業務に係る第一順位の契約交渉権を得るものとする。
- (2) 本市は受託候補者と久留米市契約事務規則（昭和50年4月1日 規則第9号）に基づき随意契約を締結する。なお、契約については提案内容と本市の意向について受託候補者と協議調整を行ったうえで締結する。
- (3) 上記(2)の契約交渉が不調に終わった場合、市は、次順位の受託候補者を繰り上げのうえ契約交渉を行い、所定の手続きを進める。
- (4) 本業務の目的達成のために修正すべき事項があると市が判断した場合には、本市と受託候補者との協議により、項目の追加、変更又は削除等の変更を行うことがある。
- (5) 契約締結後、受託事業者に契約違反、失格事項、不正行為等が判明した場合、本市は契約を解除することができるものとする。この場合は、本市は次順位の受託候補者を繰り上げのうえ、契約交渉を行い、所定の手続きを進めることができる。
- (6) 上記(5)により契約を解除された受託事業者は、解約解除に伴う損害について、本市に対して損害請求できないものとする。
- (7) 支払は、原則、業務検収の完了後に請求書の提出があった日から30日以内に支払うこととする。
- (8) 受託事業者は本業務に関するすべての事項について機密を保持するものとし、他に漏らしたり、または利用したりしてはならない。
- (9) 本業務により作成される成果物の著作権及び著作権は受託者に帰属する。ただし、受託者は委託者に対し、本業務の目的の範囲内およびこれに関連する公営事業において、期間の定めのない無償かつ非独占的な利用（複製、加工、二次利用を含む）を許諾するものとする。
- (10) 前項(9)の利用に関し、受託者は委託者に対し、同一性保持権を含む著作権者人格権を行使しない。
- (11) 本業務の実施にあたり、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議し、その指示に従うものとする。

## 17. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

## 18. その他

### (1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により「19. 問い合わせ先」に提出すること。

### (2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1者につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出期間後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

### (3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

### (4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

### (5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (6) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

## 19. 問い合わせ先

久留米市総務部防災対策課（担当：中山、井上、倉八）

所在地： 〒830-8520

福岡県久留米市城南町15番地3（久留米市役所本庁舎10階）

電話： 0942-30-9074

FAX： 0942-30-9712

E-mail： bousai@city.kurume.lg.jp